## 主文本件控訴はこれを棄却する。

理由

本件控訴の趣意は末尾添附の弁護人川島英晃作成名義の控訴趣意書記載のとおりであり、これに対し次のとおり判断する。

論旨第一点

本件事案は麻薬の所持或は授受等の事実ではなく、麻薬を本邦に輸入したという 事実であるところ、原判決挙示の証拠によれば、原判示の如く本件麻薬の輸入自体 は被告人の単独行為と認めるに十分である。

同第二点(省略)

同第三点及び第四点について

関税法上通常輸入貨物は船舶から保税地域に搬入された上輸入申告が為され、税関の検査を経て輸入免許がなされた後保税地域外に引き取られてここに輸入が完成するのであるから、関税法上輸入とは通関線の突破という事実がなければ未だ輸入の既遂とはならないものと解せられる。故に保税地域外の海岸等に国外から舶載して来た貨物を正当の理由なく陸揚すれば、これ即ち通関線を無視して突破しているのであるから、直ちに輸入の既遂たるべきものである。しかし、保税地域を経由したものは単に保税地域に陸揚されただけでは未だ輸入の既遂とは認められず、この地域外の国内に貨物が搬出されて始めて輸入の既遂となるものと解すべきことは所論のとおりである。

しかし、麻薬取締法第一三条によれば、麻薬は麻薬輸入業者以外の者は何人も麻薬を我国に輸入することを禁止しているのである。このように輸入を禁止されている貨物を法規に違反して不正に輸入しようとする場合には通常正当な通関手続をとることは全く期待することのできないものであるから、このような禁制品の輸入は関税法の対象たり得ないものといわなければならない。(麻薬輸入業者が麻薬の密輸入を企てる場合には通関〈要旨〉線の突破が輸入の既遂となるものである。)よつて麻薬の密輸入は関税法上の輸入とは趣を異にし、たとえ保〈/要旨〉税地域内であても我国に陸揚されに以上は麻薬輸入の既遂たるべきものと認めるのを相当とする。

又原判決挙示の証拠によれば、本件麻薬は保税地域外に完全に搬出されてCの手中に帰していることが認められるのであるところ、なる程所論の如くCが受領を見合せれば、それは或は受取人がない為没収等の処置をうけ輸入の終局的効果を達成の輸入は前述のように禁止されているのであつてその輸入というのは我国内に陸揚されたことを判示認定すれば足りるのであつて、その目的物が何人の手中に帰したかという事実迄も認定する必要のないものと解する。なおその目的物の受領者必ずしも輸入行為者の共同正犯者とは限らないことは云う迄もないところである。の表表には関係によりによりない。

原判決には所論のように、事実の誤認、法令解釈の誤或は単独犯か共犯かの点につき事実と証拠とにくいちがいの存するものとは認められない。論旨は何れも理由がない。

よつて本件控訴は理由のないものであるから、刑事訴訟法第三九六条に則りこれ を棄却すべきものとして主文のとおり判決する。

(裁判長判事 久礼田益喜 判事 武田軍治 判事 石井文治)